



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡市博多区金の隈二丁目19番12号

氏 名 株式会社樺崎商事

〔 法人にあつては名称
及び代表者の氏名 〕 代表取締役 樺崎 ゆかり

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

福岡市長 高島 宗一郎



許可の年月日 令和6年2月2日

許可の有効年月日 令和11年2月1日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

積替え保管を含む産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
汚泥、廃プラスチック類、金属くず（以上3品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず（以上4品目については廃バッテリー（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類（以上3品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）

積替え保管を含まない産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については自動車等破碎物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい、がれき類、ダスト類（以上、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

裏面のとおり

3. 許可の条件

積替え保管行為は、上記の施設以外では行わないこと

4. 許可の更新又は変更の状況

余 白

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無
なし

備考

石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等については、産業廃棄物の種類に「含む」の記載がない場合はそれぞれを含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地 福岡市博多区金の隈二丁目144番3
(福岡市博多区金の隈二丁目19番12号)

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については廃蛍光管、廃水銀灯及び廃ランプ類（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
面積	0.26m ²
保管上限	0.2m ³
最大保管高さ	0.9m

産業廃棄物の種類	汚泥、廃プラスチック類、金属くず（以上3品目については廃乾電池（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
面積	0.26m ²
保管上限	0.2m ³
最大保管高さ	0.9m

産業廃棄物の種類	廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、金属くず（以上4品目については廃バッテリー（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）に限る。）
面積	1.2m ²
保管上限	1.2m ³
最大保管高さ	1.0m

産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、ガラスくず等、がれき類（以上3品目については石綿含有産業廃棄物を含む。）
面積	1.2m ²
保管上限	2.4m ³
最大保管高さ	2.0m

以下余白